

《維持管理計画書》（中間処理施設・最終処分場）

はじめに

本計画は、西紋別地区広域ごみ処理センターにおいて、快適な生活環境および良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい環境保全基準を、公害防止基準、関係法令を遵守して自主規制値を定めています。

1. 生活環境保全基準

(1) 排ガス基準（焼却施設）

項 目	自 主 規 制 値
ば い じ ん	0.01 g/m ³ N以下（O ₂ 12%換算）
硫 黄 酸 化 物	100 ppm 以下（O ₂ 12%換算）
塩 化 水 素	100 ppm 以下（O ₂ 12%換算）
窒 素 酸 化 物	150 ppm 以下（O ₂ 12%換算）
一 酸 化 炭 素	30 ppm 以下（4 時 間 平 均）
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ N以下

(2) 粉じん基準（破砕施設）

項 目	基 準 値
集じん装置排気筒出口において	0.01 g/m ³ N以下

（許容濃度等の勧告 1993 日本産業衛生学会）

(3) 飛灰処理物の溶出基準（焼却施設）

項 目	排 出 基 準 値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005 mg/L以下
カドミウムまたはその化合物	0.3 mg/L以下
鉛またはその化合物	0.3 mg/L以下
六価クロムまたはその化合物	1.5 mg/L以下
砒素またはその化合物	0.3 mg/L以下
セレンまたはその化合物	0.3 mg/L以下

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令 総令5号 昭和48年2月17日）

(4) 飛灰処理物におけるダイオキシン類含有量

3 ng-TEQ/g 以下

(5) 騒音基準（中間処理施設・最終処分場）

昼 間 午前8時～午後7時	朝 夕 朝：午前6時～午前8時 夕：午後7時～午後10時	夜 間 午後10時～翌朝午前6時
65 dB(A)以下	55 dB(A)以下	50 dB(A)以下

（敷地境界線（地上1.5m））

(6) 振動基準（中間処理施設・最終処分場）

昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～翌朝午前8時
65 dB以下	60 dB以下

（敷地境界線）

(7) 悪臭基準(中間処理施設・最終処分場)

項 目	基 準 値(ppm)	項 目	基 準 値(ppm)
アンモニア	2 以下	イソ吉草酸	0.004 以下
メチルメルカプタン	0.004 以下	プロピオンアルデヒド	0.1 以下
硫化水素	0.06 以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.03 以下
硫化メチル	0.05 以下	イソブチルアルデヒド	0.07 以下
二硫化メチル	0.03 以下	ノルマルバレルアルデヒド	0.002 以下
トリメチルアミン	0.02 以下	イソバレルアルデヒド	0.006 以下
アセトアルデヒド	0.1 以下	イソブタノール	4 以下
スチレン	0.8 以下	酢酸エチル	7 以下
プロピオン酸	0.07 以下	メチルイソブチルケトン	3 以下
ノルマル酪酸	0.002 以下	トルエン	30 以下
ノルマル吉草酸	0.002 以下	キシレン	2 以下

(敷地境界線)

(8) 排水基準(最終処分場)

項 目	単 位	排 除 基 準 (特 定 施 設)
カドミウム及びその化合物	mg/L 以下	0.1
シアン化合物	mg/L 以下	1
有機燐化合物	mg/L 以下	1
鉛及びその化合物	mg/L 以下	0.1
六価クロム化合物	mg/L 以下	0.5
砒素及びその化合物	mg/L 以下	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L 以下	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L 以下	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L 以下	0.003
トリクロロエチレン	mg/L 以下	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L 以下	0.1
ジクロロメタン	mg/L 以下	0.2
四塩化炭素	mg/L 以下	0.02
1・2-ジクロロエタン	mg/L 以下	0.04
1・1-ジクロロエチレン	mg/L 以下	0.2
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L 以下	0.4
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L 以下	3
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L 以下	0.06
1・3-ジクロロプロペン	mg/L 以下	0.02
チウラム	mg/L 以下	0.06
シマジン	mg/L 以下	0.03
チオベンカルブ	mg/L 以下	0.2
ベンゼン	mg/L 以下	0.1
セレン及びその化合物	mg/L 以下	0.1

項 目	単 位	排 除 基 準 (特 定 施 設)
ほう素及びその化合物	mg/L 以下	230
ふっ素及びその化合物	mg/L 以下	15
1.4 ジオキサン	mg/L 以下	0.5
フェノール類	mg/L 以下	5
銅及びその化合物	mg/L 以下	3
亜鉛及びその化合物	mg/L 以下	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L 以下	10
マンガン及びその化合物	mg/L 以下	10
クロム及びその化合物	mg/L 以下	2
ダイオキシン類	pg-TEQ/L 以下	10
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含	mg/L 未満	380
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L 未満	600
浮遊物質(S S)	mg/L 未満	600
ノルマルヘキサン抽出物質、鉱油類含有量	mg/L 以下	5
ノルマルヘキサン抽出物質、動植物油脂類含有量	mg/L 以下	30
窒素含有量	mg/L 未満	240
リン含有量	mg/L 未満	32
温度	度未満	45
よう素消費量	mg/L 未満	220
化学的酸素要求量(COD)	mg/L 未満	—
大腸菌	個/cm ³	—

※最終処分場の処理水は紋別アクアセンターへ搬送、合併処理浄化槽の処理水は施設内循環処理を行い放流は行いません。(下水道法施行令及び紋別市下水道条例 下水道排除基準)

(9) 地下水基準(最終処分場)

項 目	単 位	基 準 値
カドミウム	mg/L	0.01 以下
全シアン	mg/L	検出されないこと
鉛	mg/L	0.01 以下
六価クロム	mg/L	0.05 以下
砒素	mg/L	0.01 以下
総水銀	mg/L	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
PCB	mg/L	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 以下
シス・1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下

項 目	単 位	基 準 値
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.03 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下
チウラム	mg/L	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	0.01 以下
セレン	mg/L	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下
ふっ素	mg/L	0.8 以下
ほう素	mg/L	1 以下
1.4 ジオキサン	mg/L	0.05 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 以下
電気伝導率	mS/m	
塩化物イオン濃度	mg/L	

2. 施設整備基準

西紋別地域広域ごみ処理センターにおける中間処理施設の基本性能を常時適切に発揮させるために行う、関係法令等を遵守した適切な維持管理に関するものです。

(1) 法定点検及び測定項目

NO	項 目	法 令 ・ 通 知 等	期 間
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条の 3 (維持管理) 同法施行規則 第 5 条 (精密機能検査)	3 年毎
2	計量器	計量法 第 19 条 (定期検査)	2 年毎
3	クレーン	労働安全衛生法 第 41 条 (検査証の有効期間等) クレーン等安全規則 第 34 条 (定期自主検査) 第 35 条 (定期自主検査) 第 41 条 (性能検査)	1 年毎 1 月毎 1 年毎
4	受配電設備	電気事業法	組合保安規定

5	消防用設備	消防法 定期点検(燃料タンク) 定期検査(埋設配管:設置後 15 年以内) 定期検査(埋設配管:設置後 15 年以降) 同法施行規則	3 年毎 3 年毎 1 年毎
6	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 定期検査(地下貯蔵タンク)	定期 1 年毎
7	エレベーター	建築基準法 定期検査	1 年毎
8	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条の 3 (維持管理等) 同法施行規則 第 4 条の 5 (維持管理の技術上の基準)	半年毎 排ガス 1 検体 × 2 炉 1 年毎 焼却灰・飛灰 1 検体 × 2 炉
9	ごみ質	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条の 3 (維持管理等) 同法施行規則 第 4 条の 5 (維持管理の技術上の基準)	年 4 回
1 0	焼却室 出口温度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条の 3 (維持管理等) 同法施行規則 第 4 条の 5 (維持管理の技術上の基準)	常 時
1 1	ばい煙 硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条の 3 (維持管理等) 同法施行規則 第 4 条の 5 (維持管理の技術上の基準) 大気汚染防止法	年 2 回
1 2	重機等 ホイールローダー フォークリフト	労働安全衛生規則第 151 条の 21 特定自主検査	1 年毎
1 3	酸素濃度計、ガス検知計 等の校正及び定期点検	計量法 定期検査	2 年毎
1 4	自動車検査(車検) ホイールローダー 4tトラック	道路運送車両法	2 年毎 1 年毎

3. 最終処分場管理基準

西紋別地区広域ごみ処理センターにおける、最終処分場の基本性能を常時適切に発揮させるために行う、関係法令等を遵守した適切な維持管理に関するものです。

(1) 法定点検及び測定項目

NO	項 目	法 令 ・ 通 知 等	期 間
1	埋立物投入装置	クレーン等安全規則に準ずる検査 定期自主検査 定期自主検査 年次自主検査	作業前 1月毎 1年毎
2	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	組合保安規定
3	屋内消火栓設備 消火器具	消防法 外観検査 総合検査 定期検査	半年毎 半年毎 半年毎
4	最終処分場の処理水及び 地下水	処理水、地下水等の検査 電気伝導率、水素イオン濃度の検査	1年毎 1月毎
5	最終処分場の地下水	ダイオキシン類特別措置法 ダイオキシン類濃度測定	1年毎